

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和7年5月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2400098号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2500002号

第1 結論

請求者のA社における令和3年12月3日の標準賞与額を64万円に訂正することが必要である。

令和3年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年12月3日

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求期間に係る賃金台帳によると、請求者は、請求期間において同社から64万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年12月3日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効(2年)により消滅した後の令和6年3月1日(受付)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和3年12月3日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2400099号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2500003号

第1 結論

請求者のA社における令和3年12月3日の標準賞与額を64万1,000円に訂正することが必要である。

令和3年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年12月3日

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求期間に係る賃金台帳によると、請求者は、請求期間において同社から64万1,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年12月3日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効(2年)により消滅した後の令和6年3月1日(受付)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和3年12月3日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2400111号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2500005号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成29年3月1日から平成30年3月1日に訂正し、平成29年3月から同年11月までの標準報酬月額を26万円とし、同年12月から平成30年2月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成29年3月1日から平成30年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年3月1日から平成30年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成29年3月から平成30年2月までの標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

平成29年3月から平成30年2月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年3月1日から平成30年3月1日まで

請求期間について、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社の社会保険の業務を受託している社会保険労務士が、厚生年金保険被保険者資格喪失届の喪失年月日を誤って提出し、同届の訂正届を請求期間の厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に提出したため、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者が保管するA社の給与明細書、同社の請求者に係る年間集計表及び源泉徴収簿の写し(以下「給与明細書等」という。)、請求者の雇用保

険の被保険者記録並びに同社の回答によると、請求者が同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成29年3月から同年11月までは26万円、同年12月から平成30年2月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年3月から平成30年2月までの期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の喪失年月日を、誤って平成29年3月1日として年金事務所に提出し、当該喪失届の訂正届を、保険料を徴収する権利が時効（2年）により消滅した後の令和4年7月8日（受付）に提出したこと、及び厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年3月1日から平成30年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者から提出された、B地方裁判所が令和*年*月*日に言い渡した「令和*年（*）第*号*事件」の判決文の写し、及びC高等裁判所が令和*年*月*日に言い渡した「令和*年（*）第*号*事件」の判決文の写しによると、請求期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間（以下「基礎となる期間」という。）の報酬額には、A社から請求者への預託金が含まれていたという内容の判決が下されていることが確認できるところ、給与明細書等により確認できる基礎となる期間の報酬月額から、当該預託金を差し引いた請求期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の訂正後の標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間の標準報酬月額については、62万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2400100号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2500004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年12月3日

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構が保管する、A社の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)によると、同社は、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効(2年)により消滅した後の令和6年3月1日(受付)に提出していることが確認でき、請求者の請求期間に係る賞与については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、A社が保管する請求期間に係る貸金台帳によると、請求者は、請求期間において同社から70万3,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者が請求期間において同社の取締役であることが確認できる上、請求者は、自身が同社の総務部長で社会保険事務の責任者である旨陳述している。

また、日本年金機構の厚生年金保険適用業務支援システムの記録によると、B年金

事務所が平成 26 年 8 月に A 社の総合調査を行い、72 名の賞与支払届出もれがあることを指摘していること、及び請求者が同社の事務担当者であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A 社は、平成 27 年 12 月 2 日の賞与以降、複数の期間に係る賞与支払届をまとめて提出していることが 5 回確認できるところ、請求者は、当該期間の賞与支払届について、「事業主から早く提出するように指示されていた上、税理士からも指摘があったと思うが、後回しにしてしまっていた。控除した保険料は預り金として置いてあった。」旨陳述していることから、請求者は、請求期間に係る賞与支払届が年金事務所に提出されておらず、厚生年金保険料を納付していないことを知り得る状態であったと考えられる。

これらのことから、請求者は、前述のとおり厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると判断されることから、請求期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。